

社会福祉法人広島市社会福祉事業団経理規則施行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人広島市社会福祉事業団経理規則（平成25年規則第1号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勘定科目)

第2条 規則第10条の「勘定科目」は、別表のとおりとする。

(徴収不能引当金)

第2条の2 規則第60条第2項第1号の「毎会計年度末において、徴収することが不可能と判断される債権の金額」は、次に掲げる区分により算定した金額とする。

- (1) 破産更生債権等（債務者に破産等の徴収不能となる事実が発生している債権） 個別債権額の全額から当該債権の担保権の実行又は保証債務の履行その他により取り立てが確実な額（以下「担保金額」という。）を控除した金額
- (2) 貸倒懸念債権（会計年度末において1年を超える滞納となっているなど徴収不能となる懸念が生じている債権） 個別債権額の全額から担保金額を控除した金額に2分の1を乗じた金額

2 規則第60条第2項第2号の「上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額」とは、会計年度末における債権額から前項の額を控除した額（以下「一般債権額」という。）に、次の(1)から(3)により求めた率の単純平均率を乗じて求めた額とする。

- (1) 当期の徴収不能額を当期期首の一般債権額で除した率
- (2) 前期の徴収不能額を前期期首の一般債権額で除した率
- (3) 前々期の徴収不能額を前々期期首の一般債権額で除した率

(一般競争の入札保証金に関する事項)

第3条 一般競争入札に付する場合においては、その入札に参加する者に、その者が見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約（年又は月を単位として貸付料を定める貸付契約を含む。以下同じ。）の場合、長期継続契約の場合その他同項の規定により難いと認められる場合においては、その都度理事長が定める額の入札保証金を納付させなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加する者が保険会社との間に社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する者で過去2年間に事業団、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益的法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第1項の規定により定められた広島市の一般競争入札に参加することができる資格を有する者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 一般競争入札に参加しようとする者が事業団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、前項の規定により、入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

4 納付された入札保証金は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約を締結した後にこれを還付するものとする。

5 落札者の入札保証金は、第11条に規定する契約保証金の全部又は一部にこれを充当することができる。

（一般競争入札参加者の資格）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（入札の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札書に記名押印がないもの

(2) 入札書の記入文字が明確でないもの

(3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの

(4) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

- (5) その他入札に関する条件に違反したもの
(指名競争入札)

第6条 規則第70条の「合理的な理由から一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札保証金及び入札参加者の資格等)

第7条 第3条から第5条までの規定は、指名競争入札保証金及び入札参加者の資格等についてこれを準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第8条 指名競争入札に付するときは、入札に参加する者を3名以上指名するものとする。

(随意契約)

第9条 規則第71条の「合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の場合にあつては予定賃貸借料の年額又は総額）が次の額を超えないものをするとき。
 - ア 予定価格が250万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
 - イ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - ウ 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - エ 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - オ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - カ 前各号に掲げるものの以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除

くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（随意契約の見積書の徴取）

第10条 随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が5万円未満のもので、契約を確実に履行することができる者と契約できる見込みがあるとき。

- (2) 次の契約をするとき。

ア 契約の相手方が特定されるとき。

(ア) 法令等により契約の相手方が定められているとき。

(イ) 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。

(ウ) あらかじめ基本となる事項を定めた基本契約に基づき個別契約を締結するとき。

(エ) 特定の者でなければ納入することができないとき。

(オ) 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。

(カ) 平成18年1月1日前に締結している契約で、自動更新（延長）条項を設けているとき。

イ 競争が成り立たない契約をするとき。

(ア) 法令等により価格が統一されているとき。

(イ) 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるとき。

(ウ) 契約を確実に履行できる能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。

(エ) 契約行為そのものを秘密にする必要があるとき。

- (3) 天災地変その他の予見不可能な非常の事態が発生し、かつ、競争入札による時機を失し、契約の目的を達成することができなくなるとき。

- (4) 複数の者から見積書を徴取することが不利と認められるとき。

ア 機器の借入れ等に係る契約の契約期間満了に当たり、引き続き契約を締結しようとする場合において、既存の機器が改修を行うことなく必要な性能を保持しており、かつ、それを引き続き使用する方が新たな機器を設置するより経費面で有利であるとき。

イ 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容と

する契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。

(契約保証金に関する事項)

第11条 契約を締結する場合においては、その契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約の場合、長期継続契約の場合その他同項の規定により難いと認められる場合においては、その都度理事長が定める額の契約保証金を納付させなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が過去2年間に事業団、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益的法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(4) 契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) 損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不適当であると認められる契約の締結をするとき。

3 第3条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第3条第3項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と読み替えるものとする。

4 納付された契約保証金は、契約が履行された後にこれを還付する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月31日から施行する。

別 表

資金収支計算書勘定科目

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
事業活動による収支	収 入	就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 その他の事業収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	パン・クッキー事業収入 園芸事業収入 組立加工事業収入 自立支援給付費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 その他の事業収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 利用者負担金収入 給食サービス実費収入 入浴サービス実費収入 送迎サービス実費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 補助金事業収入（公費） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 受託事業収入（公費） その他の事業収入
	支 出	人件費支出 事業費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 退職給付支出 法定福利費支出 互助会費支出 給食費支出 保健衛生費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 賃借料支出	常勤役員 その他 派遣職員 プロパー職員 派遣職員 プロパー職員 非常勤職員給与 その他 派遣職員 プロパー職員 その他 派遣職員 プロパー職員

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
事業活動による収支	支出	事務費支出	教育指導費支出 就職支度費支出 車輛費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出	修繕費支出 各所修繕費支出
			通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 雑支出	
		就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出
		支払利息支出 その他の支出	就労支援事業販管費支出 支払利息支出 利用者等外給食費支出	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 その他の施設整備等による収入	
	支出	固定資産取得支出 固定資産徐却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 固定資産徐却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	投資有価証券売却収入 活性化基金積立資産取崩収入 その他の積立資産取崩収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	
	支出	投資有価証券取得支出 積立資産支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出	投資有価証券取得支出 活性化基金積立資産支出 その他の積立資産支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出	

別 表

資金収支計算書勘定科目

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
その他の活動による収支		サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	
	支 出			

別 表

事業活動計算書勘定科目

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	収 益	就労支援事業収益	パン・クッキー事業収益	
		障害福祉サービス等事業収益	園芸事業収益 組立加工事業収益 自立支援給付費収益	
		その他の事業収益	障害児施設給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益 特定費用収益 その他の事業収益 その他の事業収益	
	費 用	経常経費寄附金収益	経常経費寄附金収益	
		人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 退職給付費用 法定福利費 互助会費	
		事業費	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 教育指導費 就職支度費 車輛費 雑費	

別 表

事業活動計算書勘定科目

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	費 用	事務費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 雑費	修繕費 各所修繕費
		就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品（商品）棚卸高
		減価償却費	就労支援事業販管費	
		国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能引当金繰入 雑費	
サ ー ビ ス 活 動 外 増 減 の 部	収 益	受取利息配当金収益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益	受取利息配当金収益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 受入研修費収益 利用者等外給食費収益 雑収益	
	費 用	支払利息 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用	支払利息 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 利用者等外給食費	
特 別 増 減 の 部	収 益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 サービス区分間繰入金収益 その他の特別収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 サービス区分間繰入金収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益	
	費 用	資産評価損 固定資産売却損・処分損	資産評価損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損	

別 表

事業活動計算書勘定科目

		大 区 分	中 区 分	小 区 分
特 別 増 減 の 部	費	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	
	用	国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 サービス区分間繰入金費用 その他の特別損失	国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 サービス区分間繰入金費用 その他の特別損失	
繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部		その他の積立金取崩額	活性化基金積立金取崩額	
		その他の積立金積立額	その他の積立金取崩額 活性化基金積立金積立額 その他の積立金積立額	

勘定科目

貸 借 対 照 表 勘 定 科 目

資 産 の 部			負 債 の 部		
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分
流動資産	現金預金	現金 普通預金 定期預金	流動負債	事業未払金 その他の未払金 1年以内返済予定 リース債務 預り金 職員預り金 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 サービス区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債 リース債務 退職給付引当金 その他の固定負債	
	事業未収金 未収金 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 サービス区分間貸付金 仮払金 徴収不能引当金 普通預金 定期預金 投資有価証券 車輦運搬具 器具及び備品 有形リース資産 権利 無形リース資産 投資有価証券 活性化基金積立資産 その他の積立資産 その他の固定資産		固定負債		
固定資産 (基本財産)			純 資 産 の 部		
			大区分	中区分	小区分
固定資産 (その他の固定資産)		電話加入権 その他	基本金 国庫補助金等特別 積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減 差額 (うち当期活動増 減差額)	活性化基金積立金 その他の積立金	

勘定科目

就労支援事業製造原価明細書勘定科目

勘定科目
材料費
期首材料棚卸高
当期材料仕入高
期末材料棚卸高
労務費
利用者賃金
利用者工賃
就労支援事業指導員等給与
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入
就労支援事業指導員等退職給付費用
法定福利費
外注加工費
経費
福利厚生費
旅費交通費
器具什器費
消耗品費
印刷製本費
水道光熱費
燃料費
修繕費
通信運搬費
会議費
損害保険料
賃借料
図書・教育費
租税公課
減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）
雑費
期首仕掛品棚卸高
期末仕掛品棚卸高

勘定科目

就労支援販管費明細書勘定科目

勘定科目
利用者賃金
利用者工賃
就労支援事業指導員等給与
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入
就労支援事業指導員等退職給付費用
法定福利費
福利厚生費
旅費交通費
器具什器費
消耗品費
印刷製本費
水道光熱費
燃料費
修繕費
通信運搬費
受注活動費
会議費
損害保険料
賃借料
図書・教育費
租税公課
減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）
徴収不能引当金繰入額
徴収不能額
雑費

勘定科目

就労支援事業明細書勘定科目

勘定科目
材料費
期首材料棚卸高
当期材料仕入高
期末材料棚卸高
労務費
利用者賃金
利用者工賃
就労支援事業指導員等給与
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入
就労支援事業指導員等退職給付費用
法定福利費
外注加工費
経費
福利厚生費
旅費交通費
器具什器費
消耗品費
印刷製本費
水道光熱費
燃料費
修繕費
通信運搬費
受注活動費
会議費
損害保険料
賃借料
図書・教育費
租税公課
減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）
徴収不能引当金繰入額
徴収不能額
雑費